

旅館業施設数の推移等について

1 旅館業施設数等推移表

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年7月末
施設数	182	183	180	181	183	190	190
客室数	10,838	10,846	10,708	10,857	10,808	11,340	11,311
定員数	20,763	20,779	20,554	20,951	20,896	22,042	21,995

2 管内大型旅館業施設 建築予定

	①北大塚地区	②駒込地区	③東池袋地区	④南大塚地区	合計
オープン予定	H30.4頃	H30.秋頃	H31.7頃	H31.9頃	
客室数	125	184	154	613	1,076
定員数	375	368	300	1,226	2,269

3 「民泊」に関する相談・処理等に関する件数の推移

	平成27年度		平成28年度		平成29年度 (7月末現在)	
既存施設を利用した旅館業の営業許可相談	40 件		103 件		29 件	
営業許可に至った件数(再掲)	3 件		7 件		0 件	
近隣等からの苦情・相談	10 件		74 件		39 件	
(内 訳)	営業断念	3 件	営業断念	7 件	営業断念	0 件
	継続対応	7 件	対応中	38 件	対応中	32 件
※対応不要・留保の理由は下記参照	—		対応不要・留保※	29 件	対応不要・留保※	7 件

※対応不要・留保の理由

- ・詳細不明のため調査不能
- ・情報提供のみ（警察から情報提供、申出者対応結果の報告等）
- ・情報提供のみ（今後、保健所の対応を希望する可能性あり）
- ・管理組合等で話し合いをまずは行いたいとのことによる
（今後、保健所の対応を希望する可能性あり）

（参考）苦情処理の通常の手順

管理会社やインターネット情報等から、営業者の特定をする。直接連絡をとるか、所在が判明すれば、文書を送付する。施設の状況について確認し、旅館業に抵触するか判断し、営業許可を取得するか、業務をやめるか、旅館業法に抵触しない業務内容にするか選択させる。

なお、施設の特定はできるが営業者不明の場合は、直接施設に対し文書の投げ込みを行う。